

(参考資料2) 我が国国民経済計算体系における主な変更点とその概要

1. 勘定構造の改訂ならびに新しいバランス項目の創設

(1) 所得分配勘定に関する勘定の詳細化

(概要)

所得の分配と使用に関する勘定グループのうち、以下の4つの勘定を作成し、括弧内で示されるバランス項目を導入する。

第1次所得の配分勘定：(第1次所得バランス)

所得の第2次分配勘定：(可処分所得)

現物所得の再分配勘定：(調整可処分所得)

所得の使用勘定：(貯蓄)

(具体的な変更内容)

(新) 93SNA	(旧) 68SNA
<p>第1次所得の配分勘定 生産過程への参加の結果として制度単位に発生する所得(雇用者報酬、混合所得(後述)、営業余剰等)とともに財産所得の受払を記録。第1次所得バランスをバランス項目とする。</p> <p>所得の第2次分配勘定 第1次所得をもとに、所得に課される税やその他の経常移転の受払を記録。可処分所得をバランス項目とする。</p> <p>現物所得の再分配勘定 可処分所得をもとに、現物社会移転(払い戻しによる社会保障給付等)の受払を記録。調整可処分所得をバランス項目とする。</p> <p>所得の使用勘定 所得の第2次分配勘定をもとにしたものと、現物所得の再分配勘定をもとにしたものの2種類がある。前者は、可処分所得が受取側に、最終消費支出が支払側に記録され、貯蓄をバランス項目とする。後者は、調整可処分所得が受取側に、現実最終消費(後述)が支払側に記録され、貯蓄をバランス項目とする。</p>	<p>所得の分配と使用に関する勘定は、「所得支出勘定」一本で示される。</p>

(2) 資産とその変化に関する勘定の詳細化

(概要)

68SNAの調整勘定を「その他の資産量変動」、「再評価勘定」、「その他」に分割し、「再評価勘定」をさらに「中立保有利得または損失勘定」と「実質保有利得または損失勘定」に分割する。

(具体的な変更内容)

(新) 93SNA	(旧) 68SNA
<p>調整勘定を以下のように分割。</p> <p>その他の資産量変動勘定 資本調達勘定で記録されない資産の量的な変化分を記録。</p> <p>再評価勘定 資産価格の変化に伴う価格の再評価を記録。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・中立保有利得または損失勘定 資産価格の再評価のうち、一般的な物価水準の変動に伴う資産価格の変化分を記録。 ・実質保有利得または損失勘定 資産価格の再評価のうち、相対価格の変動に伴う資産価格の変化分を記録。 <p>その他 固定資本減耗のフロー・ストックの評価方法の違いによる差額を記録。</p>	<p>期末における資産量の変化のうち、期中における経済活動による蓄積ないし減耗によるもの以外については、「調整勘定」一本で記録されている。</p>

(3) 非法人企業のための「混合所得」概念の導入

(概要)

<p>「混合所得」の概念を導入し、68SNAの家計の営業余剰を以下の2つに分割する。</p> <p>混合所得：賃金・俸給の受取がない非法人企業に関するバランス項目 (生産から生ずる余剰+労働報酬に関する要素)</p> <p>営業余剰：上記以外の家計部門のバランス項目 (68SNAの営業余剰の持ち家分に相当)</p>
--

(具体的な変更内容)

(新) 93SNA	(旧) 68SNA
<p>第1次所得の配分勘定における家計の営業余剰等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「営業余剰・混合所得」 (1) 営業余剰(持ち家) (2) 混合所得 	<p>所得支出勘定における家計の営業余剰</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「営業余剰」 うち持ち家

(4) 第1次所得バランスならびに国民総所得(GNI)概念の導入

(概要)

<p>第1次所得の配分勘定を制度部門別に作成し、バランス項目として第1次所得バランスを導入する。各制度部門の第1次所得の合計が国民総所得(GNI)であり、68SNAのGNP概念をGNIに用語変更する。</p>
--

(具体的な変更内容)

(新) 93SNA	(旧) 68SNA
所得支出勘定における第1次所得の配分勘定のバランス項目として新たに「第1次所得バランス」の概念を導入する。これに伴い、制度部門毎の「第1次所得バランス」の合計である「国民総所得(GNI)」という概念を、「国民総生産」に代えて使用する。	所得支出勘定は一本の勘定であり、所得分配の過程を繋げるバランス項目である第1次所得バランスの概念は存在しない。故に、国民総所得(GNI)の概念は存在しない。

2. 統計単位の明確化、部門分割の改訂

(1) 制度単位及び事業所の定義

(概要)

<p>制度単位の定義は以下のとおりとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1) 制度単位は、それ自身の権利により、財貨及び資産を所有し負債を負い、経済的な意思決定を行い、経済活動に携わることができる。 2) 資産・負債の貸借対照表を含む完全な一組の勘定が存在するか、存在しないとしてもその作成が可能である。 <p>事業所の定義は以下のとおりとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1) 1つの所在地で1つの活動に従事する単位(=分析上の単位) 2) 主活動以外に1つ以上の副次的活動を行う単位(=観察可能な単位) 3) 制度単位は1つ以上の事業所を持ち、事業所は1つの制度単位に属する

(具体的な変更内容)

(新) 93SNA	(旧) 68SNA
制度単位については、上記定義に即しつつ、データの Availability 等に応じ、勘定毎に現実的に対応する。なお、「準法人企業所得からの引出し」については、第1次所得の配分勘定において、財産所得「法人企業の分配所得」の内訳項目として独立して表章を行う。	制度単位の明確な定義はないが、所得支出および資本調達勘定の取引主体として、独立して所得を受け取り、処分し、種々の形態の財産を所有し、運用する、完全な損益計算書と貸借対照表を常備している最小の単位としている。なお、準法人企業は、独立の制度単位として扱うが、その所得からの引出しは、所得支出勘定において独立表章せず、財産所得の配当の一部に含めている。
事業所については、従来通り。	事業所について、産業分類には観察可能な単位、アクティビティ分類には分析上の単位を採用。

(2) 非金融法人企業と金融機関に、公的・民間の内訳部門を導入する

(概要)

<p>非金融法人企業と金融機関を公的法人企業、民間法人企業の2つの内訳部門に分類。</p> <p>公的と民間の区分については、以下の2つの基準の両方を満たしている場合に限り、公的部門に格付けする。</p> <p>1) 公的か民間かの判断は、所有かつ支配の基準により定める。 具体的には、以下の両方を満たしている場合には公的とする。</p> <p>ア) 政府が出資ないし株式の過半数を保有。 イ) 政府が法人の経営方針の決定や役員の任命権を保有。</p> <p>2) 公的部門に格付ける機関は、政府の代行業務を行っている。</p>
--

(具体的な変更内容)

(新) 93SNA	(旧) 68SNA
<p>上記の基準に基づき、非金融法人企業と金融機関を、公的法人企業と民間法人企業の2つの内訳部門に分類。</p> <p>この基準を採用した場合、68SNA から格付けが変更となる政府諸機関については、国民生活センター(対家計民間非営利団体 中央政府)等16の機関・勘定がある。</p>	<p>非金融法人企業および金融機関については、その所有と支配の主体に応じて、公的と民間に区分。</p> <p>・所有とは、株式の全部ないし大多数を所有するか、あるいは他の形で資本参加したり、持分の全部ないし大部分を保有している場合。 ・支配とは、経営の重要な全局面に効果的に影響を与えている場合(一般的な行政権の行使により単に影響を与えている場合は支配としない)。</p>

(3) 金融機関部門の内訳部門分割の改訂

(概要)

<p>金融機関部門の内訳部門分割を改訂するとともに、新たに非仲介型金融機関を含める。</p> <p>社会保障基金と年金基金の区分については、社会保障団体のうち、1)社会の大部分をカバー、2)掛金の負担が強制、3)負担と給付がリンクしていないの3つを満たす場合に限り社会保障基金とし、それ以外を年金基金とする。</p>
--

(具体的な変更内容)

(新) 93SNA	(旧) 68SNA
<p>中央銀行、民間金融機関、公的金融機関に区分。</p> <p>民間金融機関については、「預金取扱機関」「保険・年金基金を除くその他の金融仲介機関」「非仲介型金融機関」「保険・年金基金」に区分し、さらに細分化。</p> <p>公的金融機関については、「預金取扱機関」「保険・年金基金を除くその他の金融仲介機関」「保険・年金基金」に区分し、さらに細分化。</p>	<p>中央銀行、民間金融機関、公的金融機関に区分。</p> <p>民間金融機関については、「全国銀行」「中小企業金融機関」「農林水産金融機関」「在日外銀」「保険」「信託」「証券」「その他」に分類。</p> <p>公的金融機関については、「郵便貯金」「簡易生命保険」「公的保険」「融資特別会計」「政府金融機関」に分類。</p>

<p>「非仲介型金融機関」については、金融部門の範囲を拡張し、新たに導入するものであり、金融仲介の促進等に従事するが、それ自身では金融仲介活動を行わないブローカー、証券取引所、預貸金保証機関、手形交換所を指す。</p>	<p>「非仲介型金融機関」に該当する機関のうち、金融勘定では預金保険機構のみ金融機関として推計し、その他は非金融法人に含めている。経常取引では、証券取引所、証券投資顧問会社、預貸金保証機関について金融機関に分類しているが、ブローカー、手形交換所については推計を行っていない。</p>
<p>上記の基準により、社会保障基金と年金基金を区分。但し、社会保障基金であれば家計との取引を移転取引として記録するが、年金基金であればそれを金融取引として記録するという方式との整合性を図る観点から、負担と給付のリンクの基準を重視する。</p>	<p>年金制度のうち厚生年金基金・同連合会、農業者年金基金等は社会保障基金に分類されている。</p>

3. 取引範囲の明確化

(1) 非貨幣的フローおよび取引の迂回処理の識別

(概要)

<p>非貨幣的フローのうち、現物報酬の一部(食事、定期券等)及び現物移転の一部(教科書購入、医療費分等)について、推計された価値(コスト等)を記録。 取引の迂回処理のうち、以下の取引について記録。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 社会保障負担等の支払: 雇主負担分を雇用者報酬から支払われるものと記録。 ・ 海外直接投資企業の内部留保: 海外所有者に対して財産所得として送金され、その後直接投資企業の持分証券に再投資されるものとして、海外直接投資企業の留保利益を推計、記録。 ・ 保険及び年金基金の準備金から生じた財産所得: 保険会社及び年金基金における留保分について、一旦保険契約者に支払われ、追加保険料として再度保険会社及び年金基金に支払われるものとして記録。
--

(具体的な変更内容)

(新) 93SNA	(旧) 68SNA
<p>社会保障負担等の支払については、雇主の負担分を「雇主の社会負担」として、雇用者報酬に含めた上で、そこから支払われるものとする。</p>	<p>社会保障負担の支払については、雇主の社会保障負担分を、「社会保障雇主負担」として、雇用者所得に含めた上で、そこから支払われるものとしている(従来から迂回処理を行っている)。</p>
<p>海外直接投資企業の内部留保について、海外所有者に対して財産所得として送金され、その後直接投資企業の持分証券に再投資されるものとして、海外直接投資企業の留保利益を推計し、財産所得の内訳項目「海外直接投資に関する再投資収益」として独立表章。</p>	<p>海外直接投資企業の内部留保については、迂回処理を行い、再投資収益として推計しているが、財産所得の内訳項目である「配当」の構成要素としているのみ。</p>

<p>保険及び年金基金の準備金から生じた財産所得について、保険会社及び年金基金における留保分も、一旦保険契約者に支払われ、追加保険料として再度保険会社及び年金基金に支払われるものとして、財産所得の内訳項目「保険契約者に帰属する財産所得」として独立表章。</p>	<p>保険の準備金から生じた財産所得については、保険帰属収益という形で財産運用収益として捉えており、追加保険料として把握しているが、財産所得の内訳項目である「利子」の構成要素として捉えているのみ。</p>
--	--

4. 生産物税の取り扱いの変更

(1) 税の分類と用語の改訂

(概要)

<p>68SNA の「間接税」を「生産・輸入品に課される税」に、「直接税」を「所得・富等に課される経常税」に用語変更する。その際、原則として、68SNA の税の区分および範囲は変えずに、内訳分類のみ細分化する。 産業が支払う手数料等については、政府からのサービスの購入(中間消費)として取り扱うこととする。</p>

(具体的な変更内容)

(新) 93SNA	(旧) 68SNA
<p>税の表章内容 「生産・輸入品に課される税」 (1) 生産物に課される税 a. 付加価値型税(VAT) b. 輸入関税 c. その他 (2) 生産に課されるその他の税</p>	<p>税の表章内容 「間接税」 ・輸入関税 ・その他</p>
<p>「輸入品に課される税・関税」</p>	<p>「輸入税」</p>
<p>「所得・富等に課される経常税」 (1) 所得に課される税 (2) その他の経常税</p>	<p>「直接税」 ・所得税 ・その他</p>
<p>「資本移転」 ・居住者からの(に対する)もの うち資本税</p>	<p>(資本税は資本移転に含まれている)</p>
<p>産業が支払う手数料等については、政府からのサービスの購入(中間消費)として扱う。</p>	<p>産業が支払う手数料等については、間接税に含めている。</p>
<p>罰金については「他に分類されない経常移転」の内訳項目とし、強制的手数料は「財貨サービスの購入」(家計消費)に含めることとする。</p>	<p>「罰金及び強制的手数料」として制度部門別所得支出勘定に記録。</p>

5. 市場生産とその他の生産の区別ならびに消費と可処分所得に関する代替的概念の導入

(1) 市場生産およびその他の非市場生産の識別、評価、取り扱い

(概要)

<p>産出を「市場生産」と「その他の非市場生産」に区分する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「市場生産」: 経済的に意味のある価格(生産者が供給しようとする量と購入者が買おうとする量に価格が意味のある影響を及ぼす場合の価格)で販売されるか、市場における販売・処分を意図した産出 ・「その他の非市場生産」: 対家計非営利団体または政府によって生産され、無料または経済的に意味のない価格で供給される、財貨及び個別的・集合的サービス <p>政府諸機関の格付けにおける市場生産(公的企業)と非市場生産(一般政府)の区分は、以下の基準で行う。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1) 金融資産が総資産の90%を超える場合は、逆さや機関でも金融機関とし、公的金融機関に格付ける。 2) 非金融業については、a) 民間に同種の活動がある、b) 価格・料金が供給する量・質に比例している、c) 自由意志による購入の基準のうち2つ以上を満たす場合には、供給する財・サービスに市場性があるとみなし公的非金融企業とする。それ以外は一般政府とする。

(具体的な変更内容)

(新) 93SNA	(旧) 68SNA
<p>上記の基準に従って、産出を「市場産出」と「非市場産出」に区分する。</p> <p>医療については、国公立・非営利についても一律、市場生産者として扱い、経済活動別分類の「サービス業」の内訳項目「公共サービス」に含める(68SNAの診療報酬制度下では同一価格で医療サービスが受けられるため)。</p> <p>上記の基準に従って、政府諸機関を市場生産(公的企業)と非市場生産(一般政府)に区分する。この結果、15の機関・勘定について、68SNAの格付けが変更される。</p>	<p>68SNAでは、産出の区別としての「市場産出」と「その他の非市場産出」という区別は存在せず、「産業」と「その他の生産者」の区別がある。</p> <p>医療については、国公立・非営利によるものを非市場生産者として扱い、経済活動別分類では「政府サービス生産者」の「サービス業」の一部、及び「対家計民間非営利サービス生産者」の内訳項目「医療」に分類している。</p>

(2) 消費概念の二元化と調整可処分所得概念の導入

(概要)

<p>消費支出を最終消費支出と現実最終消費に二元化する。</p> <p>調整可処分所得を、「資産の処分、負債の増加を伴わずに消費することができる消費財・サービスの最大額を測定するもの」と定義し、可処分所得 + 現物社会移転の</p>
--

受取 - 支払とする。

(具体的な変更内容)

(新) 93SNA	(旧) 68SNA
<p>消費支出を、「最終消費支出」(制度部門が支出した額、但し帰属家賃等を含む)と「現実最終消費」(制度部門が実際に享受した便益の額)に二元化。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・家計最終消費支出 = (68SNA)家計最終消費支出 - 一般政府からの移転的な支出 (医療費のうち社会保障基金からの給付分、教科書用図書代等) ・家計現実最終消費 = 家計最終消費支出 + 非営利団体の最終消費支出 + 政府の個別消費支出 ・一般政府最終消費支出 = 「個別消費支出(個々の家計の便益のために行う)」 + 「集合消費支出(社会全体のために行う)」 = (68SNA)一般政府最終消費支出 + 家計への移転的な支出 ・一般政府の現実最終消費は「集合消費支出」部分 ・対家計民間非営利団体の最終消費支出は「個別消費支出」のみで、68SNAの対家計民間非営利団体の最終消費支出と同額。現実最終消費はゼロ。 	<p>68SNAにおいては、家計、一般政府、対家計民間非営利団体の消費について、最終消費支出と現実最終消費の区分はない。</p>
<p>上記定義に基づき調整可処分所得の概念を導入。現物社会移転は、一般政府及び対家計民間非営利団体が個々の家計に対して現物による社会移転として支給する財貨・サービスであり、具体的には以下のものからなる。</p> <p>ア) 一般政府の個別消費支出</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国民医療費(公費負担の医療給付分、医療保険等給付分、老人保健給付分)、高額医療・出産給付金、教科書の現物給付等 ・教育や保健衛生等の個別的サービス活動の支出 <p>イ) 対家計民間非営利団体最終消費支出</p> <ul style="list-style-type: none"> ・私立学校や労働組合等の支出 	<p>68SNAでは可処分所得と調整可処分所得の区分はない。</p>
<p>一般政府の最終消費支出(および支出)については、COFOGに従い、支出の目的を以下のように分類。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 一般公共サービス (2) 防衛 (3) 公共の秩序・安全 (4) 経済業務 (5) 環境保護 (6) 住宅・地域アメニティ (7) 保健 (8) 娯楽・文化・宗教 (9) 教育 (10) 社会保護 	<p>一般政府の最終消費支出(および支出)については、以下のように分類される。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 一般政府サービス (2) 防衛 (3) 教育 (4) 保健 (5) 社会保障・福祉サービス (6) 住宅・地域開発 (7) その他の地域社会サービス (8) 経済サービス (9) その他

(3) 年金等の社会保険の負担・給付を経常移転として扱うこと、家計の可処分所得への影響

(概要)

年金基金による年金の負担・給付を所得の第2次分配勘定で経常移転として扱う。年金基金による年金の準備金を家計が所有するという取り扱いとの整合性を維持するため、家計部門の所得の使用勘定に「年金準備金」項目を導入する。金融勘定では発生主義によるデータ把握のため、保険技術準備金のうち「保険料の前払いならびに未払い保険金に対する準備金」を「未収金・未払金等」として分離。

(具体的な変更内容)

(新) 93SNA	(旧) 68SNA
<p>年金基金の負担・給付を新たに経常移転として扱う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・給付については、所得の第2次分配勘定において、「現物社会移転以外の社会給付」の内訳項目である「年金基金による社会給付」を設け、年金基金が所属する制度部門(金融機関)が支払い、家計が受け取るものとして記録。 ・負担については、所得の第2次分配勘定において、「現実社会負担」の内訳である「雇主の自発的現実社会負担」および「雇用者の自発的社会負担」を設け、年金基金が所属する制度部門の受取、および家計の支払に記録する。 	<p>68SNAでは、年金制度のうち、厚生年金基金・同連合会等を社会保障基金に格付けし、その負担と給付を、所得支出勘定において、それぞれ社会保障負担(一般政府の受取、家計の支払)、社会保障給付(一般政府の支払、家計の受取)として記録している。(一方、適格退職年金、国民年金基金・同連合会については推計を行っていない)</p>
<p>所得の使用勘定において、家計の受取側と金融機関の支払側に「年金基金年金準備金の変動」項目を導入する。年金準備金は、年金基金への社会負担から年金基金による社会給付を控除することにより求められる。これにより、負担と給付が所得の第2次分配勘定に記録されなかった場合と同じ貯蓄額に戻す調整が行われる。</p>	<p>68SNAの所得支出勘定においては、年金基金年金準備金の変動といった調整項目は存在しない。</p>

(4) 社会保険の概念の拡張

(概要)

社会保険の概念を拡張し、「社会的」という定義を満たす保険制度との取り決めを含める

社会負担 = 雇主の現実社会負担 + 雇用者の社会負担 + 帰属社会負担

社会給付 = 社会保険給付(社会保障、年金基金、無基金) + 社会扶助給付

(具体的な変更内容)

(新) 93SNA	(旧) 68SNA
<p>新たな概念として「社会保険」(雇用者等に対する年金、医療、失業等の給付、その扶養家族または遺族に対する扶養家族手当、遺族年金等の給付の権利を獲得するために、雇用者等あるいは雇用者に代わって雇主によって負担が支払われる制度であり、民間あるいは政府によって組織される)を導入。適格退職年金等の年金基金は、新たに自律的年金基金に格付けされ、社会負担・給付に含まれる。</p>	<p>68SNA では、社会保障負担・給付、社会扶助金、無基金雇用者福祉帰属負担・福祉給付という区分が存在するものの、「社会保険」という概念は存在しない。また、社会保障基金以外の民間の年金基金は存在せず、所得支出勘定において経常移転としてカウントされていない。</p>
<p>社会負担の内訳は以下の通りであり、それぞれ所得の第 2 次分配勘定に記録。</p> <p>(1) 現実社会負担</p> <p>a 雇主の現実社会負担</p> <p>(a) 雇主の強制的現実社会負担 ：一般政府の受取、家計の支払に記録</p> <p>(b) 雇主の自発的現実社会負担 ：金融機関の受取、家計の支払に記録</p> <p>b 雇用者の社会負担</p> <p>(a) 雇用者の強制的社会負担 ：一般政府の受取、家計の支払に記録</p> <p>(b) 雇用者の自発的社会負担 ：金融機関の受取、家計の支払に記録</p> <p>(2) 帰属社会負担 ：家計の支払、他制度部門の受取に記録</p>	<p>68SNA の所得支出勘定において社会保障等の負担は以下のように記録。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 社会保障負担 ：一般政府の受取、家計の支払に記録 ・ 無基金雇用者福祉帰属負担 ：家計の支払、他制度部門の受取に記録
<p>社会給付の内訳は以下の通り。このうち 1 . は所得の第 2 次分配勘定に、2 . については現物所得の再配分勘定に記録。</p> <p>1. 現物社会移転以外の社会給付</p> <p>(1) 現金による社会保障給付 ：一般政府の支払、家計の受取に記録</p> <p>(2) 年金基金による社会給付 ：金融機関の支払、家計の受取に記録</p> <p>(3) 無基金雇用者社会給付 ：家計の受取、他制度部門の支払に記録</p> <p>(4) 社会扶助給付(注：現物を含む) ：一般政府、対家計民間非営利団体の支払、家計の受取に記録</p> <p>2. 現物社会給付</p> <p>a 払い戻しによる社会保障給付 ：一般政府の支払、家計の受取に記録</p> <p>b その他の現物社会保障給付 ：一般政府の支払、家計の受取に記録</p>	<p>68SNA の所得支出勘定において社会保障等の給付は以下のように記録。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 社会保障給付 ：一般政府の支払、家計の受取に記録 ・ 社会扶助金 ：一般政府、対家計民間非営利団体の支払、家計の受取に記録 ・ 無基金雇用者福祉給付 ：家計の受取、他制度部門の支払に記録

6. 資産、資本形成および固定資本減耗の概念の拡張と明確化

(1) 資産および資産境界の明示的な定義、資産分類の改訂

(概要)

<p>体系で記録する資産を、経済資産とする。</p> <p>経済資産：1) 所有権が制度単位によって行使される実体で、2) 一定期間の所有・支配によって所有者がそこから経済的利益を引き出せる実体</p> <p>資産は第1段階で非金融資産と金融資産/負債に分類され、非金融資産は生産資産と非生産資産とに分類され、さらに各々有形資産と無形資産に分類される。</p> <p>無形固定資産として、新たに「コンピュータ・ソフトウェア」(受注型ソフトの部分)「鉱物探査」等を推計し、内訳分類としては、うちコンピュータ・ソフトウェアのみ表章する(次項参照)。</p> <p>自然資産については、所有権が確立され、実際に行使されうるものだけが、経済資産として認定される。公海及び大気等のように所有権が確立されない、またはされ得ない環境資産及び深海の魚類等の所有権が確立し得ない自然資産は除外される。</p>

(具体的な変更内容)

(新) 93SNA	(旧) 68SNA
<p>上記定義に基づき、経済資産のみを資産として記録。</p> <p>資産の分類は以下の通り。</p> <pre> 資産 { 非金融資産 { 生産資産 { 在庫 有形固定資産 無形固定資産 } 非生産資産 { 有形非生産資産 無形非生産資産 } } 金融資産 } (参考表示) </pre>	<p>体系で記録される資産についての明確な定義は存在しない。</p> <p>68SNAの資産の分類は以下の通り。</p> <pre> 資産 { 有形資産 { 在庫 純固定資産 再生産不可能資産 } 非金融無形資産(参考表示) 金融資産 } </pre>
<p>コンピュータ・ソフトウェアのうち受注型ソフトの部分については、新たに無形固定資産に計上し、表章項目とする。鉱物探査については、無形固定資産に計上するが表章項目とはしない。</p>	<p>受注型ソフトウェア、鉱物探査については、資産には記録されていない。(次項参照)</p>
<p>上記に基づき自然資産を資産として扱う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・漁場：有形非生産資産に含む ・立木：育成資産の仕掛品(在庫)と非育成生物資源に分けて計上 ・果樹：育成資産(有形固定資産)に含む 	<p>体系に資産として記録する自然資産の明確な定義は存在しない。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・漁場：再生産不可能有形資産に含む ・立木：再生産不可能有形資産に含む ・果樹：再生産不可能有形資産に含む

(2) 生産資産および総固定資本形成の拡張

(概要)

以下の無形固定資産に関する支出を総固定資本形成に含め、無形固定資産として扱う。
生産者が1年を超えて生産に使用するソフトウェアのうち、受託開発分
その他（鉱物探査、プラントエンジニアリング）

(具体的な変更内容)

(新) 93SNA	(旧) 68SNA
生産者が1年を超えて生産に使用するソフトウェアのうち、受託開発分については、総固定資本形成に含め、無形固定資産として扱う。	受注型ソフトウェアについては、中間消費に含まれており、固定資産には含まれない。
鉱物探査については、総固定資本形成に含め、無形固定資産として扱う。	鉱物探査については、中間消費に含まれており、固定資産には含まれない。
プラントエンジニアリングについては、無形固定資産として取り扱う。	プラントエンジニアリングについては、固定資産として扱う。

(3) 政府固定資本形成を拡張し、兵器を除く構築物・設備に関する軍の支出を含める

(概要)

民間転用可能な固定資産に係る防衛関係支出については、総固定資本形成とする。

(具体的な変更内容)

(新) 93SNA	(旧) 68SNA
民間転用可能な固定資産に係る政府の防衛関係支出については、中間消費ではなく、(公的)総固定資本形成とする。但し、施設整備費に係るもの以外は決算書等により「兵器等への支出」からの分類が困難であるため、68SNA どちら中間消費扱いとする。	防衛関係支出については、政府の中間消費(最終消費支出の一部を構成)として扱っている。

(4) 育成自然成長を産出として取り扱う

(概要)

自然資産の成長が人間の育成の成果であるものはすべて産出に含める。
1 回だけ産出物を生産する動植物の育成期間中は、成長増加分を仕掛品に計上する。
複数回産出物を生産する動植物の育成成長の扱いを以下の通りとする。
1) 自己勘定以外で産出されるものは仕掛品に計上
2) 自己勘定分は固定資本形成に計上

(具体的な変更内容)

(新) 93SNA	(旧) 68SNA
<p>上記に基づき、人間の育成の成果である自然資産の成長については、できる限り産出に含める。</p> <p>1回だけ産出物を生産する動植物のうち肉牛、魚介類、花木、育林の育成期間中の成長増加分を育成資産の仕掛品在庫に含める。</p> <p>複数回産出物を生産する動植物の育成成長で、自己勘定以外で産出されるもの(軽種馬)は仕掛品に、自己勘定分(軽種馬、果樹・茶木)は固定資本形成に計上。</p>	<p>自然成長については、軽種馬及び果樹・茶木のみ産出及び固定資本形成として扱う。(但し、育林のみ 68SNA でも仕掛品在庫に含めている)</p> <p>1回だけ産出物を生産する動植物の育成期間中の成長増加分は仕掛品在庫に計上しない(但し、育林のみ 68SNA でも仕掛品在庫に含めている)。</p> <p>複数回産出物を生産する動植物のうち、軽種馬、果樹・茶木の育成成長については、固定資本形成として扱っている。</p>

(5) 政府在庫の拡張

(概要)

政府によって保有されるすべての財貨を在庫品に含める。

(具体的な変更内容)

(新) 93SNA	(旧) 68SNA
<p>政府によって保有されるすべての財貨を在庫品に含め、一般政府の在庫品を新たに記録する。ただし、資料の制約から、貸借対照表のある団体についてのみ、在庫品を記録。</p>	<p>公的部門のうち、一般政府については、在庫品の増減等を推計・記録していない(公的企業のみ記録)。</p>

(6) 社会資本への固定資本減耗の拡張

(概要)

道路、ダム等の一般政府が所有する資産について、有限の耐用年数を有するものとして固定資本減耗を計上する。

(具体的な変更内容)

(新) 93SNA	(旧) 68SNA
<p>道路、ダム、防波堤等のような一般政府の資産(いわゆる社会資本)について、それらが適切に維持されている場合でも、有限の耐用年数を有するものとして、固定資本減耗を計上する。</p>	<p>道路、ダム、防波堤等のような一般政府の資産(いわゆる社会資本)については、その補修および維持に関する支出によって資産が正常な状態に維持されているとみなしている。(制度部門別資本調達勘定一般政府固定資本減耗に社会資本分は含まれない)</p>

7. 金融手段及び金融資産の取り扱い及び定義の改善

(1) 保険の取り扱いの変更

(概要)

68SNAにおける「損害保険」を「非生命保険」に名称変更。
 非生命保険料を既経過保険料ベースで、非生命保険金を請求権発生ベースで記録。
 保険サービスの産出額は、発生主義により推計。
 保険技術準備金を、「生命保険準備金及び年金基金に関する家計の純持分」と、「保険料の前払い及び未払い保険金に対する準備金」に細分する。

(具体的な変更内容)

(新) 93SNA	(旧) 68SNA
<p>所得の第2次分配勘定において、非生命純保険料、非生命保険金として記録。 非生命純保険料・保険金の所得の第2次分配勘定における記録法は以下の通り。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 保険金は、支払事由発生(請求権発生)ベースで記録。つまり、当期の正味支払保険金に支払準備金純増額(未払い保険金に対する準備金の変動額)を加えたものを、金融機関の支払、その他制度部門の受取に記録。 ・ 純保険料は既経過保険料ベースとして捉え、非生命保険金と同額を、金融機関の受取、その他制度部門の支払に記録。 <p>保険サービス(生命・非生命)産出額推計</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 生命保険 産出額 = 既経過保険料合計 + 追加保険料 - 支払事由が生じた保険金合計 - 保険数理上の準備金及び利付き保険金のための準備金の変化 ・ 非生命保険 産出額 = 既経過保険料合計 + 追加保険料 - 支払事由が生じた保険金合計 - 利付き保険金のための準備金の変化 + 受取手数料 <p>保険技術準備金については、保険準備金に関する家計の純持分と、保険料の前払い及び未払い保険金に対する準備金の概念に分離し、資産と捉える。前者は「保険準備金」として、後者のうち抽出可能なものは「未収金・未払金等」として記録。</p>	<p>所得支出勘定において、損害保険純保険料、損害保険金として記録している。 損害保険純保険料・保険金の所得支出勘定における記録法は以下の通り。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 保険金は、支払発生の時点で記録。つまり当期の正味支払保険金の合計を、金融機関の支払、その他制度部門の受取に記録。 ・ 純保険料(正味収入保険料 - 帰属サービス料 - 支払準備金純増 + 財産運用収益 + 受取手数料)は、支払発生の時点で記録するものとし、損害保険金と同額を、金融機関の受取、その他制度部門の支払に記録。 <p>保険サービス(生命・損害)産出額推計</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 生命保険 産出額 = 正味収入保険料 - 正味支払保険金 - (支払準備金純増 - 財産運用収益) ・ 損害保険 産出額 = 正味収入保険料 - 正味支払保険金 - (支払準備金純増 - 財産運用収益) + 受取手数料 <p>生命・損害保険とも、保険契約準備金を金融資産として認識し、「生命保険」「損害保険」という資産項目を設けて記録。前者の資産は家計に、後者の資産は契約者別に配分して記録。</p>

(2) 新たな金融手段の識別

(概要)

現先取引、金融派生商品等の新たな金融手段を識別し、金融資産として扱う。

(具体的な変更内容)

(新) 93SNA	(旧) 68SNA
現先取引については、原証券とは別の新たに創造された金融資産と捉え、金融取引における「貸付」と扱う。(但しCD現先は原証券の売買として扱う)。	現先取引については、原証券の売買として扱われ、「利子」が売り手から買い手に支払われる。
金融派生商品については、リンクされている原取引の一部としてではなく、独立した金融取引・金融資産として記録。新たに「金融派生商品」項目を置き、フォワード系とオプション系に分けて記録(取引における利子の差額分は財産所得とせず、金融取引とする)。	利子の受払のある金融派生商品については、例外なく、原取引の一部として扱い、「利子」の受払を財産所得として記録。

8 . 93 S N A と「国際収支マニュアル」第 5 版との概念・分類の調和

(1) サービスの国際取引分類を改善し、サービス・所得フロー・移転を識別

(概要)

BPM(国際収支マニュアル)、CPC(主要生産物分類)、及び SNA において統合的な国際取引分類によってサービスを分類する。

(具体的な変更内容)

(新) 93SNA	(旧) 68SNA
海外勘定の記録方法 ・「財貨・サービスの輸出(入)」 (1) 財貨(F.O.B.) (2) 輸送 (3) 旅行 (4) 通信 (5) 保険 (6) その他 (再掲)非居住者家計の国内での(居住者家計の海外での)直接購入 ・「雇用者報酬」 ・「財産所得」 a. 利子 b. 法人企業の分配所得 c. 海外直接投資に関する再投資収益 d. 賃貸料 ・「その他の経常移転」 (1) 一般政府 (2) その他部門	海外勘定(付表 19 等)の記録方法 ・「財貨・サービスの輸出(入)」 (1) 財貨(F.O.B.) (2) 運輸・通信 a. 貨物運賃 b. その他 (3) 保険サービス (4) その他 (5) 非居住者家計の国内での(居住者家計の海外での)直接購入 (6) 海外政府機関による国内での(政府の海外での)直接購入 ・「海外からの(海外への)要素所得」 (1) 雇用者所得 (2) 財産所得 ・「海外からの(海外に対する)その他の経常移転」 (1) 一般政府 (2) その他部門
国際収支統計の「建設サービスの輸出(入)」については、海外における現場事務所を非居住者と捉え、送金の実態から判断して、「その他の経常移転」に組み替えて記録。 国際収支統計の「貿易・サービス収支 + 所得収支」	国際収支統計の「建設サービスの輸出(入)」については、海外における現場事務所を非居住者と捉え、「海外から(へ)の要素所得」に組み替えて記録。 国際収支統計の「貿易・サービス収支 + 所

はSNA上の「財貨・サービスの純輸出+海外からの所得の純受取」とは一致せず、「経常収支」と「経常対外収支」(のマイナス符号)とも一致せず(投資収益の「金融派生商品」分だけ異なる)。 なお、海外勘定については、海外の視点から記録した勘定に変更する。	得収支、「経常収支」は、それぞれSNA上の「経常海外余剰」、「国民経常余剰」と一致。
--	--

(2) 不良債権の償却及び財産の無補償没収をその他の資産量変動として扱う

(概要)

破産等により金融債権がもはや徴収できないため債権者によって貸借対照表から当該債権が除去された場合、その他の資産量変動勘定に記録する。

(具体的な変更内容)

(新) 93SNA	(旧) 68SNA
破産等により金融債権がもはや徴収できないため、債権者によって貸借対照表から当該債権が除去された場合、これを経常移転として扱わず、調整勘定「その他の資産量変動勘定」に記録。	不良債権の償却に関しては、「その他の経常移転」として扱っている。

9. 価格測度及び数量測度、実質所得測度の導入

(1) 実質所得の計測

(概要)

交易条件の変動による交易利得、損失を計算する。
以下の定義により、実質国民総可処分所得の概念を導入。
実質国民総可処分所得 = 実質国内総生産 + 交易利得 + 海外からの所得の純受取 + 海外からの経常移転の純受取
交易利得計測のためのデフレーターとして、輸出入価格の加重平均価格を用いる。

(具体的な変更内容)

(新) 93SNA	(旧) 68SNA
<p>交易利得は以下の方法により計算。 (名目輸出 - 名目輸入) / ニュメール・デフレーター - (名目輸出 / 輸出価格指数 - 名目輸入 / 輸入価格指数) 参考系列として以下の項目を表章。 ・実質国内総所得 (= 実質国内総生産 + 交易利得) ・実質国民総所得 (= 実質国内総所得 + 海外からの所得の純受取 (実質)) ・実質国民総可処分所得 (= 実質国民総所得 + 海外からの経常移転の純受取 (実質)) の交易利得計算のためのデフレーター (ニュメール・デフレーター) として輸出入価格の加重平均を使用。</p>	68SNA では、実質所得の系列は存在しない。

輸出入価格の加重平均 $:(\text{名目輸出} + \text{名目輸入}) / (\text{実質輸出} + \text{実質輸入})$	
--	--

(2) 価格測度と数量測度

(概要)

連鎖パーシェ式によるデフレーター等の参考系列としての公表を続けるとともに、連鎖指数の本格的な導入については、国際動向およびユーザーの要望等を考慮し、試算結果を踏まえて公表を検討する。

(具体的な変更内容)

(新) 93SNA	(旧) 68SNA
<ul style="list-style-type: none"> ・ 68SNA で、支出系列の需要項目毎に参考系列として公表している連鎖指数パーシェ式によるデフレーターの公表を続けるとともに、実質値、成長率、及び生産系列についても公表を検討する。 ・ 連鎖指数の本格的な導入については、国際動向およびユーザーの要望等を考慮し、試算結果を踏まえて公表を検討する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 支出系列の需要項目毎にデフレーター(パーシェ価格指数)を表章している。 ・ 季刊『国民経済計算』の第4号に毎年参考計数として、支出系列の需要項目毎に連鎖指数パーシェ方式のデフレーターを公表している。